



仙台市児童相談所にて(青葉区東照宮)

児童相談所は光。

子どもの権利

- きちんと養い育てられる
- 愛され、守られる
- 成長と自立
- 福祉を保障される

(児童福祉法第1条による)

子どもの成長と発達を保障し、その守り手として大事な役割を担っている児童相談所。虐待から救う砦ともなっています。ふるくぼ和子議員は6月15日、一般質問で児童相談所の充実を求めました。

ふるくぼ議員「児童相談所の相談援助活動は、児童福祉法の理念に基づき、常に子どもの最善の利益を考慮することになっている。市長の認識をうかがう」

郡市長「児童福祉法は、子どもの福祉を保障するための根幹となる

原理。児童相談所は、常に子どもの最善の利益を考慮し、適切な支援を行う機関であるとの認識で、日々業務に努めている」

児童福祉司の増員

ふるくぼ議員「児童相談所への虐待の相談は、土日に関係なく、平均して毎日2件が入る状況。現在、児童福祉司が23人配置されているが、地区担当の児童福祉司の持ちケース数は、年間ひとり平均で92ケースにもなる。これでは、対応しきれない。

厚生労働省は、児童相談所の体制強化を打ち出した。児童福祉司の配置基準を、これまでの人口4~7万人に1人以上から、2019年度には4万人に1人以上に前進させる。この方針にてらせば、来年度当初に28人にまで児童福祉司を増やす必要がある。国の最低ラインに

とどまらない人員配置を求める」
子供未来局長「虐待に関する市民からの通告や相談は、年々増加し、複雑化し、対応が難しくなっている。基準に応じた人員配置に努める」

一時保護の拡充

ふるくぼ議員「児童相談所内の一時保護は20人定員だが、男女別、年齢別、虐待や非行などの保護の理由別、障害児対応など、多様で個別の対応が必要だ。

2歳未満の子どもについては、乳児院に委託して対応しているとのことだが、通常の入所児童がいる中なので、いつも受け入れ可能というわけにはいかない。

いつでも一時保護できる体制を整えておく必要がある。もう1カ所児童相談所を設置する検討を進めながら、一時保護施設は早急に

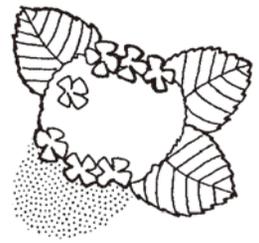
増設が必要だ。また、委託については、常時緊急の保護が可能となるよう、必要経費の保障を求める」
子供未来局長「一時保護施設は、増設の必要性を検討する」

障害児の一時保護

ふるくぼ議員「障害を持つがゆえに養育できない保護者が増えている。アーチルの努力もあり、この間、民間の施設での一時保護受け入れ拡充を進めているとのことだが、アーチルとの連携を行いながら、療育、一時保護も可能とするショートステイを兼ね備えた障害児入所施設を、市の責任で創設することを求める」

健康福祉局長「利用状況を踏まえた受け入れ枠の拡大をはかっている」

提案します。 子どもの権利をまもる条例



ふるくぼ議員「児童福祉法で述べられている『児童の権利に関する条約』とは、子どもの基本的人権について国際的に保障するために定められたもので、1989年の第44回国連総会で採択され、90年に発効、日本は94年に批准している。このなかでは、子どもの権利について、すべての子どもの命が守られる『生きる権利』、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長でき

るよう医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりする『育つ権利』、暴力や搾取、有害労働などから『守られる権利』、自由に意見を表したり、団体を作ったりできる『参加する権利』の大きく4つに分けている。郡市長は、未来を担う子どもたちを取り巻く環境づくりや、切れ目のない子育て支援の充実をうたい、35人以下学級の拡充や子どもの

貧困対策の具体策など実施しているが、こうした施策をさらに強化し、発展・展開する上で、子どもの権利を明確にして市政の中に位置付けるための条例制定は、大変重要だ」
郡市長「子どもは、ひとりひとりが尊重され、守られるべき存在だ。こうした認識のもとで、今年度は教育、子育てを最重点の柱として位置付けた」「いじめ防止対策は、喫

緊の課題であり、そのよりどころとなる条例は、来月中にも骨子案をお示ししたい」

いじめ防止条例に寄せて

ふるくぼ議員「今年度から、いじめ対策推進室が設置され、現在、いじめ防止条例の検討を進め、来月末までには骨子が示されることが明らかにされた。あつてはならない、許してはならないことは、子どもの権利が侵害されることだ。そのことが市民に広く知らされ、大事な合意事項となる中で、社会全体がいじめをなくそうという方向に進むことができる。必要なのは、子どもが持つ特有の権利と基本的人権を守ろうという学びと共有であり、そのあり方をいじめ防止の条例の検討の中心点にすべきだ。子どもの権利を柱にした条例化を進めるとともに、その条例の中に、子どもの権利を守る取組のひとつとして、いじめ防止が推進されるものとなるよう研究していただきたい」



虐待に向き合う

ふるくぼ和子議員の一般質問から(抜粋)

ふるくぼ議員の一般質問の根底にあるのは、いじめ、貧困、虐待の深刻な現実です。今回の一般質問は、これら課題に市政が正面から向き合うことを提起したものです。児童福祉法、子どもの権利条約に立脚することの大切さを浮彫にしました。

ふるくぼ議員「今もなお、幼い子どもたちへの虐待死の報道が後を絶ちません。つい先日も、北上市で1歳9か月の子どもの食事を与えず衰弱死させた事件や、東京都目黒区では5歳の女の子が『もうおねがい、おねがいゆるして』といったメモを残して、十分な食事も与えられないまま、体調を崩しても病院に連れて行ってもらうことな

く虐待死したという、本当に痛ましい事件が続いています。仙台市においても、虐待の相談件数は2017年度で697件となっており、前年度比では若干減少しましたが、この間、増加傾向は続いています。不安定雇用が拡大し、格差と貧困が広がるなか、子育て自体が困難になる世帯や生活苦を抱える世

帯は、増加しているものと考えられます。全国でニュースになる虐待事件は、決して他人ごとではありません。あくまで氷山の一角であり、仙台市でも引き続き深刻な事態としてとらえ続け、対応を強化することが求められています」